

平成十三年国土交通省告示第三百五十六号の一部を改正する告示改正案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十第一項、第四項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四・五（略）</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十第一項、第四項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>四・五（略）</p>